

地域行事開催制限の段階的緩和の目安と開催時の感染防止対策

1 地域行事開催制限の段階的緩和の目安

【適用期間】 令和2年6月1日～当面の間（令和2年8月3日改正）

時期		屋外（夏祭り、盆踊り、地区運動会など）	屋内（敬老会など）
移行期間	ステップ① 6月1日～6月18日	200人以下 ただし、特定の地域からの来場を見込み、名簿などで人数を管理できるものに限る	100人以下かつ 収容定員の半分以下
	ステップ② 6月19日～7月9日	制限なし ただし、特定の地域からの来場を見込み、参加者がおおよそ把握できるもの（注）に限る	1,000人以下かつ 収容定員の半分以下
	ステップ③ 7月10日～7月31日	制限なし	5,000人以下かつ 収容定員の半分以下
	8月1日～8月31日	国・県・市の指針等により、別途定める	
	9月1日～（当面の間）		

ただし、密閉空間で大声での発声、歌唱は避ける

（注）地区外の人も参加する場合は、個人を追跡できる必要最低限の情報提供に協力を求めること。

2 行事を開催する場合などの感染防止対策

- (1) 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けること。
- (2) 入場者の制限や手指のアルコール消毒、マスク着用の呼びかけ（2歳未満児除く）などを実施すること。
ただし屋外において、7～9月は熱中症予防の観点から、常時2m（最低でも1m）の距離を確保できる場合はマスクを着用しなくてもよい。
- (3) 事前検温の促進や発熱等の症状がある場合はイベントの参加を控えてもらうよう周知すること。それが難しい場合は、入場時等での検温実施や入場を控えてもらうよう要請し、会場でもアナウンスやポスター等により広報すること。また、参加費等が発生する場合は極力払い戻しに応じられるよう取り決めをしておくこと。
- (4) 行事の事前打合せや休憩時間などの交流をなるべく控えること。
- (5) 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等を避けること。
- (6) 7月10日から8月31日の期間において、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について、別添様式を用いて市地域政策課または支所地域づくりグループに事前相談すること。なお、リスクアセスメントの対応が整わない場合は、中止又は延期を含めて慎重に検討すること。
- (7) スマホの接触確認アプリの活用を図ること。
- (8) 以上に加え、開催する施設や行事の特性、状況に応じた制限・対策を講じること。

※ それぞれの期間や条件等については、感染状況等により見直す場合があります